

改正

昭和25年9月11日条例第39号
昭和26年3月31日条例第20号
昭和27年12月22日条例第58号
昭和28年3月9日条例第18号
昭和28年8月4日条例第40号
昭和29年3月29日条例第32号
昭和30年3月28日条例第22号
昭和30年8月1日条例第33号
昭和31年6月6日条例第14号
昭和32年3月30日条例第12号
昭和33年7月15日条例第21号
昭和33年12月23日条例第41号
昭和34年9月26日条例第26号
昭和39年10月1日条例第76号
昭和40年6月15日条例第22号
昭和41年3月31日条例第18号
昭和43年9月21日条例第51号
昭和57年3月31日条例第21号
昭和60年3月29日条例第27号
昭和62年7月11日条例第36号
平成5年12月22日条例第42号
平成12年10月2日条例第83号
平成16年12月24日条例第140号
平成17年9月30日条例第119号
平成18年12月21日条例第71号
平成24年10月2日条例第62号

新潟市露店市場管理条例

第1条 この条例は、露店営業者をして自由公正な経済活動の機会を助長し、且つ経済的地位の向上を図ることを目的とする。

第2条 この条例において、「露店」とは、市の区域内の道路上、公園その他の敷地において物的設備を設けず、又は仮設店舗を設けて物品の販売（卸売（生産者及び仲買人が行なうものを含む。）を除く。）をするものをいう。

第3条 露店は、次に掲げる2種類とする。

- (1) 常置露店 常置の開設区域の露店
- (2) 臨時露店 常置露店以外に市長が特に必要と認める場合に限り開設日時を定めてその都度開設される区域の露店

第4条 露店市場は、市長の管理とする。

第5条 仮設店舗による露店は、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 構造は、組立式であること
- (2) 敷地は、別表のとおりとすること。

市長は必要があると認めるときは、前項の基準によらないことができる。

第6条 市の露店市場の名称、開設区域及び開設日時並びに出店料は別表のとおりとする。

第7条 露店は閉店の際、撤去しなければならない。

第8条 露店に出店しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

露店の出店許可の有効期間は、次のとおりとする。

- (1) 常置露店 許可のあつた日から1年
- (2) 臨時露店 許可に附された期間

市長は、露店の出店者が休業し、その出店場所に余裕があるときは臨時に出店を許可することができる。この場合の出店許可の有効期間は、許可のあつた日限りとする。

市長は、露店を出店しようとする者が暴力団（新潟市暴力団排除条例（平成24年新潟市条例第61号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条第3号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するもの（次条第1項において「暴力団等」という。）である場合は、露店の出店を許可しない。

第9条 市長は、露店の出店者が暴力団等であると認める場合は、許可の有効期間内であっても、その取消しをすることができる。

市長は、公益上不相当と認める場合は、許可の有効期間内であっても、その取消し又は変更をすることができる。

第10条 露店市場の出店に許可を受けた者は、他人にその権利を譲渡し、若しくは転貸し、又は金品をもつて取引することはできない。

第11条 月額の出店料は、その月分を当該月の5日までに徴収するものとする。日額の出店料は、その日分を当該出店した日において徴収するものとする。

第12条 出店料は、市長が特別の理由があると認めるときは、減免することができる。

既納の出店料は、還付しない。ただし、月額の出店料にあつては、災害、露店の廃止その他の理由により、市長が特に必要があると認めるときは、還付することができる。

第13条 露店として使用する土地、家屋に関連する地先の所有者又は管理者等は、地先料又は迷惑料等の名目で露店営業者から金品を收受してはならない。

第14条 市長は、この条例の規定に違反している者に対し、第8条の規定による露店の出店許可を取り消し、又は当該市場から退去をさせることができる。

第15条 露店営業者が組合を組織しようとするときは、あらかじめ市長に届け出なければならない。但し、中小企業等協同組合法に基いて組合を結成する場合は、この限りでない。

第16条 この条例の施行に必要な規則は市長がこれを定める。

附 則

1 この条例は、昭和25年4月1日から施行する。

2 新潟市露店市場使用料条例(昭和24年条例第51号)は、昭和25年3月31日限り廃止する。

(巻町の編入に伴う特例)

3 巻町の編入の日前に巻町露店市場管理条例(昭和33年巻町条例第36号。以下「巻町条例」という。)の規定によりなされた出店の許可に係る出店料については、第6条、第11条及び第12条の規定にかかわらず、巻町条例の例による。

附 則(昭和26年条例第20号)

この条例は、昭和26年4月1日から施行する。

附 則(昭和27年条例第58号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和28年条例第18号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和28年条例第40号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和29年条例第32号)

この条例は、昭和29年4月5日から施行する。

附 則(昭和30年条例第22号)

この条例は、昭和30年4月1日から施行する。

附 則(昭和30年条例第33号)

この条例は、昭和30年12月1日から施行する。

附 則(昭和31年条例第14号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和32年条例第12号)

この条例は、昭和32年4月1日から施行する。

附 則(昭和33年条例第21号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和33年条例第41号)

この条例は、昭和34年1月1日から施行する。

附 則(昭和34年条例第26号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和34年4月1日から適用する。

附 則(昭和39年条例第76号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和40年条例第22号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和41年条例第18号)

この条例は、昭和41年4月1日から施行する。

附 則(昭和43年条例第51号)

この条例の施行期日は、市長が別に規則で定める。(昭和43年新潟市規則第35号で昭和43年10月1日から施行)

附 則(昭和57年条例第21号)

(施行期日)

1 この条例は、昭和57年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正前の新潟市露店市場管理条例の規定に基づいて徴収した、又は徴収すべきであつた出店料については、なお従前の例による。

附 則(昭和60年条例第27号)

(施行期日)

1 この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正前の新潟市露店市場管理条例の規定に基づいて徴収した、又は徴収すべきであつた出店料については、なお従前の例による。

附 則(昭和62年条例第36号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成5年条例第42号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年条例第83号)

この条例は、平成13年1月1日から施行する。

附 則(平成16年条例第140号)

この条例は、平成17年3月31日から施行する。

附 則(平成17年条例第119号)

(施行期日等)

1 この条例は、平成17年10月10日から施行する。ただし、別表松浜市場の項の改正規定は、公布の日から施行する。

2 改正後の新潟市露店市場管理条例の規定(別表松浜市場の項の規定に限る。)は、平成17年3月21日から適用する。

附 則(平成18年条例第71号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成24年条例第62号)

この条例は、新潟市暴力団排除条例(平成24年新潟市条例第61号)の施行の日から施行する。(施行の日=平成25年4月1日)

別表(第5条、第6条関係)

常置露店

市場名	開設区域	開設日時	敷地	出店料の額	
				定期出店者	臨時出店者(日額)
本町市場	中央区本町通5番町、6番町の一部	毎日午前8時から午後5時まで	間口2メートル 奥行1.5メートル	月額1,000円	100円
本町下市場	中央区本町通12番町、13番町の一部	毎日午前8時から午後5時まで	間口2メートル 奥行1.5メートル	月額1,000円	100円
山の下市場	東区山の下町の一部	毎日午前8時から午後5時まで	間口2メートル 奥行1.5メートル	月額1,000円	100円
松浜市場	北区松浜本町4丁目の一部	毎月2日、7日、12日、17日、22日、27日 午前7時30分から午後2時30分まで	間口2メートル以内 奥行1.5メートル	間口1メートルにつき 日額50円	100円
大野町市場	西区大野町の一部	毎月3日、8日、13日、18日、23日、28日 午前6時から午後2時まで	間口2メートル以内 奥行1.5メートル	間口1メートルにつき 月額260円	間口1メートルにつき 100円
新津市場	秋葉区新津本町1丁目の一部	毎月1日、6日、11日、16日、21日、26日(1月1日を除く。) 8月13日 12月30日 午前6時から午後4時まで	間口5.4メートル以内 奥行2メートル	間口1.8メートルにつき 月額720円(倉庫を使用する場合は月額400円を出店料の総額に加算する。)	間口1.8メートルにつき 120円
白根市場	南区白根の一部	毎月4日、9日、14日、19日、24日、29日(月の末日が28日の場合は28日とする。) 8月12日、13日、26日 午前5時から午後3時まで	間口4メートル以内(金魚又は植木の露店にあつては6メートル) 奥行1.8メートル	間口2メートル以内 日額150円 間口2メートルを超え3メートル以内 日額230円 間口3メートルを超え4メートル以内 日額300円 金魚又は植木の露店にあつては 日額420円	間口2メートルにつき 120円
新飯田市場	南区新飯田の一部	毎月5日、10日、15日、20日、25日、30日(月の末日が28日又は29日の場合は翌月の1日とする。) 午前5時から午後3時まで	間口4メートル以内(金魚又は植木の露店にあつては6メートル) 奥行1.8メートル	間口2メートル以内 日額150円 間口2メートルを超え3メートル以内 日額230円 間口3メートルを超え4メートル以内 日額300円 金魚又は植木の露店にあつては 日額420円	間口2メートルにつき 120円
庄瀬市場	南区庄瀬の一部	毎月1日(1月及び地区の祭礼が1日の場合は前月の末日とする。)、6日、11日、16日、21日、26日 午前5時から午後3時まで	間口4メートル以内(金魚又は植木の露店にあつては6メートル) 奥行1.8メートル	間口2メートル以内 日額150円 間口2メートルを超え3メートル以内 日額230円 間口3メートルを超え4メートル以内 日額300円	間口2メートルにつき 120円

				金魚又は植木の露店にあつては日額420円	
葛塚市場	北区葛塚の一部	毎月1日(1月に限り2日)、5日、10日、15日、20日、25日 8月13日 12月29日、31日 午前6時から午後4時まで	間口4メートル以内 奥行2メートル	間口1.5メートル以内 月額550円 間口1.5メートルを超え2メートル以内 月額700円 間口2メートルを超え3メートル以内 月額1,100円 間口3メートルを超え4メートル以内 月額1,400円	間口2メートル以内 150円 間口2メートルを超え3メートル以内 200円 間口3メートルを超え4メートル以内 300円
小須戸市場	小須戸児童遊園内	毎月3日、8日、13日、18日、23日、28日 午前6時から午後4時まで	間口3.6メートル以内 奥行1.8メートル	間口1.8メートルにつき 月額620円	間口1.8メートルにつき 120円
横越市場	江南区横越中央4丁目の一部	8月11日 午前8時から午後5時まで	間口4メートル以内 奥行2メートル		間口2メートル以内 400円 間口2メートルを超え4メートル以内 500円
亀田市場	江南区亀田本町1丁目及び2丁目並びに同区東本町5丁目の一部	毎月3日、9日、13日、19日、23日、29日 午前6時から午後4時まで	間口4メートル以内 奥行2メートル	間口1メートルにつき 日額70円	間口1メートルにつき 70円
月潟市場	南区月潟4番町、5番町及び6番町の一部	毎月2日、7日、12日、17日、22日、27日 午前7時から午後2時まで	間口7メートル以内 奥行1.5メートル		間口2メートル以内 50円 間口2メートルを超え3メートル以内 60円(3メートルを超える場合は、超える部分に対して1メートルにつき 30円を加算する。)
巻市場	西蒲区巻の一部	毎月1日、5日、10日、15日、20日、25日(1月1日及びまき夏祭り開催日を除く。) 12月30日午前8時から午後1時まで	間口5.4メートル以内	間口1.8メートル以内 月額714円 間口1.8メートルを超え2.7メートル以内 月額1,071円 間口2.7メートルを超え3.6メートル以内 月額1,428円 間口3.6メートルを超え4.5メートル以内 月額1,785円 間口4.5メートルを超え5.4メートル以内 月額2,140円	間口1.8メートル以内 153円 間口1.8メートルを超え2.7メートル以内 224円 間口2.7メートルを超え3.6メートル以内 306円 間口3.6メートルを超え4.5メートル以内 378円 間口4.5メートルを超え5.4メートル以内 458円

臨時露店

区分	1日の出店料(間口2メートルにつき)
盆市、御歳市、その他	50円